

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって第4条で定めるもの
2	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第5条で定めるもの
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第8条で定めるもの
4	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第15条で定めるもの
5	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第44条で定めるもの
6	市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの
7	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第58条で定めるもの
8	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第67条で定めるもの
9	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第71条で定めるもの
10	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第85条で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第89条で定めるもの
12	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第117条で定めるもの
13	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第127条で定めるもの
14	市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第133条で定めるもの
15	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第160条で定めるもの

16	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長 通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第163条で定めるもの
17	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第166条で定めるもの
18	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第167条で定めるもの
19	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表166の項 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第168条で定めるもの
20	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第175条で定めるもの

※・当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。

・情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。

・ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。